

検討事項

第5回県議会議員の選挙区等検討委員会

1 熊本市の選挙区の任意合区について

第4回の検討委員会で、会派の意見がまとまっていたなかった自民党、民主・県民クラブ、無所属改革クラブの意見を聴取した。

公明党、日本共産党は前回から変更はなかった。

【委員の主な意見】

(1) 自民党：

熊本市の選挙区の場合、全市で一選挙区であった過程を踏まえると、公職選挙法の第15条第7項「衆議院（小選挙区）議員の選挙区等の事情を考慮して」を尊重し、2分割することで意見の合意を見た。

〈別紙区割り案資料を配付：中央、東、北区と西、南区に分ける案を提示〉

この案だと、人口にアンバランスが生じるという意見もあったが、公職選挙法の区割りの考え方を尊重しこの案が良いという結論になった。

(2) 民主・県民クラブ：

熊本市の選挙区は、本来は全市で一区が望ましいと思うが、公職選挙法上それができないということであれば、より多くの選挙民を抱える状況が良いと思うので、中央、東、北区と西、南区に分ける案をお願いする。

(3) 無所属改革クラブ：

熊本市の選挙区は5区に分けると選挙区が狭くなる。広域代表であるという県議会議員の役割を考えると、5区に分けた場合さらに地域に限定した代表という性格が強まってしまう。市議との役割分担を考えると、より広域な選挙区から選出されることが求められる。

福岡市の場合、前回の統一選挙では西区（人口20万人）と南区（人口25万人）が無投票だった。これは県議会議員と市議会議員との役割の違いが見えにくいこともある、市議会議員の候補者が多くなっているような傾向もあり、熊本市の場合も5区に分けるとこのような傾向が出てくるとも考えられる。

このような状況を考えて、公職選挙法の第15条第7項の「衆議院（小選挙区）議員の選挙区等の事情を考慮」して、中央、東、北区と西、南区に分ける案としたい。

【 結 論 】

熊本市の選挙区については、中央、東、北区と西、南区に分ける 2 分割案で全会一致。

2 その他

(1) 阿蘇郡市の選挙区に関する要望書について

【事務局説明】

昨年の 12 月 26 日に西原村・南阿蘇村・高森町の町村長が要望に来られた。要望の内容は、「阿蘇全域で設定されている定数 2 議席を、西原村・南阿蘇村・高森町の 3 町村で構成する南阿蘇区と阿蘇市・南小国町・小国町・産山村の 4 市町村で構成する阿蘇・小国区にそれぞれ 1 議席ずつ区割り設定する。」というもの。

また、今年の 1 月 10 日に阿蘇市・南小国町・小国町・産山村の市町村長及び議會議長が要望に来られた。

要望の内容は、「今回改正された公職選挙法第 15 条第 3 項に基づき、阿蘇郡市で一つの選挙区とし、定数 2 とすることを要望する。これが困難な場合は、現状維持、すなわち阿蘇市選挙区、阿蘇郡選挙区でそれぞれ定数 1 を要望する。」というもの。

【委員の主な意見】

- ・阿蘇郡市の地域性を見ると、南阿蘇村と小国町は約 55 km 離れ、阿蘇市が中央に横たわり生活関連がほとんど違うということで要望があったが、今回は現状維持が良いと考える。
- ・この問題は、阿蘇郡市だけの問題に止まらず全県的な問題であるので、今日直ぐに結論を出すのではなく、熊本市以外の郡部については改めて検討すべきである。

【 結 論 】

次回（第 6 回）検討会で検討する。

(2) 次回の検討課題

次回は、市町村の任意合区と総定数を議論する。

(3) その他

- ① 委員の 1 人から、この検討委員会の中で選挙公報（広報紙の発行）の問題について議論できないかとの提案があったが、今回の検討委員会は、条例に反映する事項を優先すべきで、選挙公報の件は検討委員会の検討とは

（二）引渡しの実質問題

切り離して議論すべきとの意見があり、取り扱いを委員長に一任した。

- ② 次回検討委員会は2月18日（火）、本会議終了後に開催予定。